4　基本方針に定める事項として、「交流等事業の実施に関する事項」を加えるものとし、主務大臣は、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えなければならないものとした。（第三条関係）

5　国民世論の啓発を図るために必要な施策として、「北方領土返還運動の推進のための環境の整備」を明記するものとし、国は、国民が北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとした。（第四条関係）

6　国は、北方領土問題が解決されるまでの間、交流等事業の積極的な推進に努めるものとし、北方領土隣接地域が交流等事業の推進の拠点として重要な役割を果たしていることに留意しつつ、交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をするものとするとともに、北方領土問題が未解決であることに起因して自ら渡航手段を確保することができない等の北方地域元居住者及びその家族である日本国民の置かれている特殊な事情にかんがみ、北方地域元居住者及びその家族である日本国民の北方地域への墓参のための訪問、そのほか、北方地域元居住者及びその家族である日本国民の北方地域への最大限に簡易化された手続による訪問が支障なく行われるようにするため、特別の配慮をするものとした。（第四条の二関係）

7　国は、北方領土返還運動の有力な担い手として重要な役割を果たしている北方地域元居住者の高齢化が進展している現状にかんがみ、北方地域元居住者（北方地域元居住者に含まれる孫の子を含む。）が北方領土返還運動の有力な担い手として引き続き重要な役割を果たすことができるよう、北方領土返還運動の後継者の育成を図るために必要な措置を講ずるものとした。（第五条の二関係）

8　振興計画に定める事項に、「観光の開発に関する事項」を追加するものとした。（第六条関係）

9　特別の助成について見直し、対象事業に、一般廃棄物の処理施設、消防施設及び水道の整備に関する事業を追加し、特定事業に係る国の負担割合の算定について、廃止された「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の規定の例によることとすることを改め、その内容を法律に規定するとともに、特定事業に係る国の負担割合の算定に用いる標準負担額を、北方領土隣接地域の市又は町の標準財政規模の一〇〇分の二（改正前一〇〇分の一〇）に相当する額に改めるものとした。（第七条～第七条の五関係）

10　国は、北方領土問題が未解決であることに起因して北方地域の領海において操業する我が国漁業者が置かれている特殊な事情にかんがみ、当該海域における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第九条の二関係）

11　北方領土隣接地域振興等基金の対象事業として、技能研修に係る事業に加え、知識の習得に係る事業を加えるものとした。（第一〇条関係）

12　交流等事業の実施に関する事項についての主務大臣は、内閣総理大臣及び外務大臣とするものとした。（第一二条関係）

13　独立行政法人北方領土問題対策協会の業務に日本国民と継続的にかつ現に北方地域に居住するロシア連邦国民の旅券及び査証を用いない相互訪問の事業の実施が含まれることを明確化するとともに、所要の規定の整備を行うものとした。（附則第四条関係）

14　この法律は、平成二二年四月一日から施行するものとした。

◇沖縄科学技術大学院大学学園法（法律第七六号）

（内閣府本府）

1　目的

この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　沖縄科学技術大学院大学学園の目的

沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とすることとした。（第二条関係）

3　業務

学園は、沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること等の業務を行うこととした。（第三条関係）

4　理事会の運営の特例

学園は、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができることとした。（第五条関係）

5　役員等の選任の特例

㈠　学園の理事には、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者と沖縄の振興に関して優れた識見を有する者等が含まれるようにしなければならないこととした。（第七条第二項関係）

㈡　学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第七条第三項関係）

㈢　学園の理事は、その選任の際現に学園の役員又は職員でない者がその定数の過半数となるようにしなければならないこととした。（第七条第四項関係）

㈣　学園の評議員には、沖縄における経済又は社会の実情に精通している者等が含まれるようにしなければならないこととした。（第七条第五項関係）

6　補助金

国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができることとした。（第八条関係）

7　事業計画等

㈠　学園は、事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、事業計画は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならないこととした。（第九条関係）

㈡　学園は、借入金及び重要な財産の譲渡等に関し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一〇条及び第一一条関係）

㈢　学園は、貸借対照表等の財務計算に関する書類を作成し、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならないこととした。（第一二条関係）

8　国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携

学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならないこととした。（第一三条関係）

9　雑則

㈠　内閣総理大臣は、学園に対して、必要な報告等をさせ、違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができることとした。（第一四条及び第一五条関係）

㈡　学園が解散した場合において、残余財産があるときは、当該残余財産は国庫に帰属することとした。（第一七条関係）

10　附則

㈠　内閣総理大臣は、設立委員を命じ、学園の設立に関する事務を処理させること等とした。（附則第二条関係）

㈡　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、この法律の規定による学園の成立の時において解散するものとし、その権利及び義務は、その時において学園が承継すること等とした。（附則第三条関係）

㈢　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法を廃止することとした。（附則第一〇条関係）

㈣　国は、この法律の施行後一〇年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第一四条関係）

㈤　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。